

## 化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会  
(執筆担当：純正化学株式会社 古田 大貴)

化学物質に関する法律で令和2年5月から令和2年8月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認下さい。

### 1. 毒物及び劇物関係の改正

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和2年政令第203号)が令和2年6月24日に公布され、以下の物質が毒物、劇物に指定された。

- 1)次に掲げる物質が新たに毒物に指定された。
  - ・酸化コバルト(Ⅱ)及びこれを含有する製剤(CAS No. : 1307-96-6)
  - ・ジブチル(ジクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤(CAS No. : 683-18-1)
- 2)次に掲げる物質が新たに劇物に指定された。
  - ・1-アミノプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤。ただし、1-アミノプロパン-2-オール4%以下を含有するものを除く。(CAS No. : 78-96-6)
  - ・2-イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-イソブトキシエタノール10%以下を含有するものを除く。(CAS No. : 4439-24-1)
  - ・オキシラン-2-イルメチル=メタクリレート及びこれを含有する製剤(CAS No. : 106-91-2)
  - ・1-クロロ-4-ニトロベンゼン及びこれを含

- 有する製剤(CAS No. : 100-00-5)
- ・2,4-ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤(CAS No. : 120-83-2)
- ・ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール1%以下を含有するものを除く。(CAS No. : 25154-52-3)
- ・1-ビニル-2-ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、1-ビニル-2-ピロリドン10%以下を含有するものを除く。(CAS No. : 88-12-0)
- ・ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤(CAS No. : 12125-01-8)
- ・ふっ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふっ化ナトリウム6%以下を含有するものを除く。(CAS No. : 7681-49-4)
- ・ベンゼン-1,4-ジカルボニル=ジクロリド及びこれを含有する製剤(CAS No. : 100-20-9)
- ・ベンゾイル=クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイル=クロリド0.05%以下を含有するものを除く。(CAS No. : 98-88-4)
- ・メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸0.5%以下を含有するものを除く。(CAS No. : 75-75-2)
- ・硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤(CAS No. : 16721-80-5)
- ・硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1313-82-2)

3) 劇物として指定されていた次に掲げる物質が劇物から除外された。

- ・有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、4-エチルオクタ-3-エンニトリル及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 29127-85-3)
- ・有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、3,4-ジメチルベンズニトリル及びこれを含有する製剤 (CAS No. : 22884-95-3)
- ・「水酸化リチウム一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化リチウム一水和物0.3%以下を含有するものを除く。」のうち、水酸化リチウム一水和物0.5%以下を含有する製剤 (CAS No. : 1310-66-3)

#### 4) 施行日

令和2年7月1日から施行する。ただし、(3)については、公布日から施行する。

【国立医薬品食品衛生研究所ホームページ：

[https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/R020624/200624\\_1\\_tuuti.pdf](https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/R020624/200624_1_tuuti.pdf)】

## 2. 麻薬及び向精神薬関係の改正

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第220号)が公布され、以下の物質が麻薬、向精神薬に指定された。

1) 次の10物質が新たに麻薬に指定された。

- ・ *N*-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1*H*-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ・ 2-(エチルアミノ)-1-フェニルヘキサ-1-オン及びその塩類
- ・ 1-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ・ 1-(4-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類

・ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサ-1-オン及びその塩類

・ (E)-*N*-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-*N*-フェニルブタ-2-エナミド及びその塩類

・ *N*-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-*N*-フェニルペンタンアミド及びその塩類

・ メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1*H*-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類

・ メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類

・ メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類

2) 次の物質が新たに向精神薬に指定された。

・ 8-クロロ-6-(2-フルオロフェニル)-1-メチル-4*H*-[1,2,4] トリアゾロ[4,3-*a*] [1,4] ベンゾジアゼピン及びその塩類

#### 3) 施行期日

公布の日(令和2年7月8日)から起算して30日を経過した日(令和2年8月7日)から施行する。

【厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000647610.pdf>】

## 3. 覚醒剤原料に関係の改正

覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第221号)が公布され、以下の物質が覚醒剤原料に指定された。

1) 次の物質が新たに覚醒剤原料に指定された。

・ メチル=3-オキソ-2-フェニルブタノアート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

## 2) 施行期日

公布の日(令和2年7月8日)から起算して30日を経過した日(令和2年8月7日)から施行する。

【厚生労働省ホームページ:

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000647610.pdf>】

## 4. 指定薬物関係の改正

①医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第138号)が公布され、以下の物質が政令第220号にて麻薬に指定されたため指定薬物から削除された。

### 1) 削除された物質

- ・ *N*-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソプタン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1*H*-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ・ 1-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ・ (*E*)-*N*-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-*N*-フェニルブタ-2-エナミド(別名クロトニルフェンタニル)及びその塩類
- ・ *N*-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-*N*-フェニルペンタンアミド(別名バレリルフェンタニル)及びその塩類
- ・ メチル=2-[1-(4-フルオロプロチル)-1*H*-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類
- ・ メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類
- ・ メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類

## 2) 施行日

令和2年7月8日

【厚生労働省ホームページ:

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H200709I0040.pdf>】

②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第153号)が公布され、以下の物質が指定薬物に指定された。

### 1) 新たに指定された物質

- ・ [1-(シクロヘキシルメチル)-1*H*-インドール-3-イル] (4-メトキシナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ・ 2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン及びその塩類
- ・ *N*-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-*N*-フェニルイソブチルアミド及びその塩類
- ・ 4-ブタノイル-*N,N*-ジエチル-7-メチル-4,6,6a,7,8,9-ヘキサヒドロインドロ[4,3-*fg*]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
- ・ *N*-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-*N*-フェニルプロパンアミド及びその塩類
- ・ 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

## 2) 施行日

公布の日(令和2年8月26日)から起算して10日を経過した日(令和2年9月5日)から施行する。

【厚生労働省ホームページ:

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200826I0070.pdf>】

以上